

令和4年2月22日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等の利用について

本市におきましては、保育所等は引き続き開所し、必要な保育は継続する一方で、新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」への感染拡大が続き、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増していることから、ご家庭で保育できる場合には、登園を控えていただくようお願いしており、その期間については、「まん延防止等重点措置が適用されている間」としていたところ です。

今般、就学や進級を控えた保育活動の重要な時期である3月を迎えることや、ご家庭での保育に協力いただいている保護者の方やお子さんに長期に渡りご負担をおかけしていること等を踏まえ、**市として、ご家庭での保育が可能な場合には登園を控えていただく旨の呼びかけを行う期間を、令和4年2月28日（月）までとさせていただきます。**

この間、長期に渡りご理解・ご協力いただき、ありがとうございました。保護者の皆様におかれましては、引き続き日常的な感染症対策を徹底していただきますよう、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 令和4年2月28日（月）までで終了する対応の内容

- (1) ご家庭での保育が可能な場合には登園を控えていただくようお願い
- (2) 保育利用状況確認書の活用
- (3) 登園を控えた場合の利用者負担額（保育料）の日割り計算

2 利用者負担額（保育料）の取扱い

令和4年3月1日以降は、登園を控えられても、利用者負担額（保育料）の減額対象とはなりません。

※お子さんが感染者となった場合や濃厚接触者に特定された場合の登園停止期間や新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園期間中については、これまで通り利用者負担額（保育料）の減額の対象となります。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528